

報道各位

水道局損害賠償請求訴訟判決への対応について

新潟市（水道事業管理者）が被告となっている損害賠償請求事件について、11月24日に新潟地方裁判所において言い渡された判決への対応を決定しましたのでお知らせします。

1. 訴訟の概要

- (1) 原告 自死職員の妻 他2名
- (2) 被告 新潟市 代表者：新潟市水道事業管理者
- (3) 提訴 平成27年9月14日
- (4) 賠償請求額 7,977万8,970円 ほか遅延損害金
- (5) 事案の概要 水道局主査（当時38歳）が平成19年5月8日（火）に自死
ご遺族は、職場でのパワーハラスメントが自死の原因と主張

2. 判決

（骨子）

- ◎総額3,502万9,500円の損害賠償および平成27年12月1日から支払い済みまで年5%の割合の遅延損害金
- ◎訴訟費用は、原告、被告双方の負担

3. 判決への対応方針

司法判断を真摯に受け止め、判決を受け入れ、控訴せず判決金額の支払い手続きを進めることとしたい。

4. 判決を受けた再発防止策等

- ◎ 職員が在職中に自ら命を絶った事実を重く受け止め、ハラスメント・メンタルヘルス対策にたゆまず努力を続けていきます。
- ◎ ハラスメントは、対象者の人格および尊厳を著しく害するものであり、決して許してはならないという認識のもと、管理監督者および職員に対し、意識の向上を図る研修等の実施に継続して取り組みます。
- ◎ また、職員が安心して職務に取り組むことができるよう、ハラスメント相談員の設置等の職場環境の整備に引き続き努めます。

お問い合わせ先
新潟市水道局総務課 小柴、下川
電話 025-232-7313（直通）